

令和元年度第1回鎌倉市児童福祉審議会 議事録

日時：令和元年（2019年）8月20日（火）

09：30～11：30

場所：鎌倉市役所本庁舎2階 第2委員会室

○議事次第

1 開会

2 議題

（仮称）育ちあいの家おなりの設置認可について

3 その他

4 閉会

○委員出欠

・出席者

松原委員長、富田委員、小泉委員、山田委員、森田委員

・欠席者

なし

○事務局出席者

（こどもみらい部）

平井部長

（こども支援課）

正木課長補佐、田中職員、蔵並職員

（保育課）

松本課長、進藤係長

次第1 (仮称)育ちあいの家おなりの設置認可について

○松原委員長

それではお忙しい中ご出席いただきありがとうございます。今、現地を見て参りまして戻って参りました。今日は全委員5名全員揃いでございます。従いまして鎌倉市児童福祉審議会条例第7条2項に定められる定数を満たしております。傍聴希望者の方は今日はいらっしゃらないということです。まず、資料の確認等を事務局のほうからお願いします。

○蔵並職員

こども支援課の蔵並です。よろしくお願いいたします。今日はお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございました。では、資料の確認をさせていただきます。事前にお配りさせていただきましたフラットファイルに入っているものが家庭的保育事業等認可申請書となります。また、机上に、クリアファイルに入れさせていただいた資料がございます。中に資料が2から4まで入っております。資料2が鎌倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、資料3が家庭的保育事業基準適合聴取で、資料4が冒険遊び場の事業についての資料となります。資料につきましては以上となります。

○松原委員長

はい。過不足はよろしいでしょうか。それで早速、次第2としまして、家庭的保育事業(仮称)育ちあいの家おなりの設置認可について、まず今回の開催の趣旨について事務局から説明をお願いいたします。

○松本課長

保育課長の松本と申します。よろしくお願いいたします。本日は令和元年10月の開所に向けた準備を行っている仮称育ちあいの家おなりの設置認可にむけて委員のみなさまからのご意見を頂戴するため、審議会の所掌事務である「児童の福祉に関する」調査審議として開催させていただきましたので、よろしくお願いいたします。児童福祉法34条の15条第2項では、市町村の認可を得て、家庭的保育事業等つまり、家庭的保育事業、小規模保育事業A型B型C型、居宅訪問型保育事業、事業所内保育になりますけれども、そちらを行うことができると規定されておりまして、また、第4項では、その認可をしようとするときは、あらかじめ市町村児童福祉審議会を設置している場合はその意見を聴かなければならないことが規定されております。どうぞよろしくお願いいたします。

○松原委員長

趣旨についてよろしいでしょうか。それでは、この趣旨にしたがいまして、議論を進めてまいります。設置認可についての説明、詳細をお願いいたします。

○松本課長

資料につきましては先ほどご説明した通りですが、資料1の家庭的保育事業等認可申請書につきまして、審議会終了後に回収させていただきますのでよろしくお願いいたします。皆様からのご意見等につきましては、説明を一通り終えてから頂戴したいと思いますのでよろしくお願いいたします。

それでは、資料1の家庭的保育事業等認可申請書類を用いてご説明いたします。資料1の2ページをご覧ください。事業に関する情報でございます。事業者は鎌倉育ちあいの家、代表者は西野（にしの）奈津子（なつこ）氏です。代表者の経歴につきましては資料1の90ページに記載のある履歴書の通りでございます。また施設の管理者としましては木村（きむら）真理奈（まりな）氏が室長として就任いたします。木村氏は保育士の有資格者であり木村氏の履歴につきましては資料1の89ページに記載されております。事業開始予定は令和元年10月1日家庭的事業で名称は仮称育ちあいの家おなりとなります。所在地につきましては先ほどご案内しましたとおり、鎌倉市御成町6番15号となります。定員につきましては0歳児から2歳児までの五名となります。

次に保育士の配置状況についてですが、資料1の86ページをご覧ください。室長は神奈川県知事が行っている保育士の研修を修了予定の保育士でありまして、その他神奈川県知事が行う研修を修了予定の家庭的補助者が1名、非常勤の保育士が2名、子育て支援委員の資格を有する非常勤職員1名の計5人体制となっています。

戻りまして資料1の3ページをお開きください。設備の状況ですが、乳児室を含めた保育室は有効面積24.3㎡。調理室は6.6㎡となっています。屋外遊戯場はだいたい園庭としまして若宮大路公園、由比ガ浜2丁目13、園から徒歩8分くらいのところがございます。こちらを利用します。場所につきましては13ページとなっております。

事業方針等につきましては4ページとなります。

開所時間は、平日のみで午前9時から午後5時までとなっております。土曜日の保育、休日保育、延長保育、夜間保育、一時預かり事業、病児病後児保育事業は実施を致しません。5ページに続きまして、費用徴収に関してですが保育料以外の利用徴収につきましては、行事費、オムツ代、アルバム代、保険加入に関わる保護者負担分を徴収する予定となっております。

最後にですね、連携保育施設についてです。家庭的保育事業につきましては原則として3歳児未満児の受け入れの対象としてという事業の性格をふまえ園庭開放や合同保育、相談指導等の後方支援などを行う保育内容の支援及び卒園後の受皿の役割を担う連携施設を設ける必要がございます。（仮称）育ちあいの家おなりと同じ鎌倉市御成町にある鎌倉おなり保育園を連携保育施設として設定することで現在調整を行っているところです。

その他の資料につきましては事前にご一読いただけたかと思いますので、説明は省略させていただきます。以上で説明を終わります。

○松原委員長

ありがとうございました。それでは送付いただいた資料とそれから実際に現地みて参りましたのでそのことを踏まえてご意見を伺いたいと思います。

○富田委員

現地を見せていただいたときに進藤さんから表の庭で遊ばせるというお話があったのですが、見たらソテツが埋まっているのと、針葉樹がありましたから、小さい子は肌が弱いのであそこで遊ばせるのは不向きだと思います。大家さんが撤去してくれればいいけれどちょっとそれは無理だと思うので、他の方法を考えていただいた方がいいのかな、と思いました。

それから、なんで土曜保育やらないのですかね。基本はないのですか。

○進藤係長

保育ママの選択肢の中では土曜保育をやるやらないというのは園側の希望ですので、まずは土曜保育はやらないという方向でスタートしたいという意向を示されています。

○富田委員

要望があったらやるのかね。

○進藤係長

そこはご相談になるかと思います。

○富田委員

別料金でやるのかね。

○松本課長

月曜日から金曜日までで給付費を設定いたしまして、もしやる場合は、土曜日は加算になりますのでその分で対応させていただきます。

○富田委員

それは保護者から徴収するの。

○松本課長

給付費の加算になりますので、

○富田委員

延長保育料のような形で取るの。やらないって言っていたのにやるということは

○松本課長

土曜日の加算が給付費でありますので、それは国県市でお支払いする給付費になりますのでそちらのほうで対応させていただいて、とりあえずは月曜日から金曜日で保育を行いたいという希望がありますのでそれにむけて認可していくのですけれど。

○富田委員

土曜日保育しなさいという指導はしないの。

○松本課長

土曜日を除いた形で保育を考えておりますけれども、保護者から希望があれば相談させていただくということです。

○富田委員

家庭的保育とか小規模保育ってところが私たちのところのように土曜日空けておいて希望があったら土曜日保育しなさいという指導はないの。

○松本課長

できればやっていただきたいとお話させていただいてはいますが、必ず土曜日を開所しなければいけないということではありませんので、今のところ園の希望とすると月曜日から金曜日となります。

○富田委員

それで行政としては、そういうところに特に指導はしないの。

○松本課長

今のところは月曜日から金曜日ということになってはいますが、まだ開所まで時間がありますのでご意見いただきましたので園と相談してみます。

○富田委員

なんでこんなしつこく言っているかというと、今後、監査権の問題が出てくると思うのですが、補助金出す以上は内容はともかくとして監査はしなくてはならない。そのときに土曜保育をしなくてもいいということになると、他の施設も土曜保育はやらないということになってくると、認可施設にだけ土曜保育を強制することになるとおかしいのではない

かと思う。

○松本課長

家庭的保育の基準では、必ず土曜日はやらなくてはいけないということはないです。また、認可保育園ですとまた基準が別にありますので、家庭的保育をやらなくてはいけないところではないのですが、市としてはやってほしいという思いがありますので事業者と相談していきます。

○富田委員

いずれ保護者から土曜保育をやってほしいという要望が出てくると思うけれど、そのときに施設に言いにくくて行政に直接に言ってくるとか、県に直接言うという保護者もでてくる可能性もあります。そのときに、なるべく保護者の要望に沿うようにという指導が出来るのですか。

○松本課長

監査権はもう市のほうにありますので、指導できるようになっています。また、まだ開所まで時間がありますので園の方と相談していきたいです。

○松原委員長

先行的には今までどうだったのですか。土曜日開けているところはあるのですか。先行事例で。

○松本課長

それは家庭的保育事業等ということですか。

○松原委員長

はい。

○松本課長

小規模保育ですと土曜日は開所しています。もう1園、家庭的保育事業があるのですが、そちらの方は開所していません。

○松原委員長

富田委員がおっしゃるように利用者のニーズが出てくると思います。
他はいかがでしょう。

○富田委員

24ページの就業規則のところですが、退職・解雇のところの第29条3項のところにですね、「会社の都合により」と書いてあるけれど、この施設は会社なのですか。雛形をそのまま移したのでないかと思うのですが。

○松本課長

就業規則等、添付されている資料につきましては、本当に申し訳ないのですが、市のほうも差し替えを要請しているところがございます。一部御指摘いただいた通り不備がありまして。すいません。今の段階では間に合っていないのですが、おっしゃるとおり会社の組織ではございませんので、そういったところの手直しを要請しているところです。大変申し訳ございません。

○富田委員

定款がなく、寄付行為があればいいのですか。

定款もしくは寄付行為ということになっていますが、この規模では定款は要らないと思うのだけど、寄付行為はという文章はいるの。いらないの。

○山田委員

いらないのではないですか。

○富田委員

わからないから、きいているので、常識的には定款もしくは寄付行為ということになっていますから。

○松本課長

個人事業主となっていますので、通常の法人ではないので必要ないかと。

○富田委員

法人でないところは、今度保育制度が変わって法人化して定款を持つようになったけれど寄付行為でやっているところが多いのだけれど、そういうのは必要がないのかと。

○松原委員長

法人組織でなければ。

○富田委員

いらない。

○松原委員長

例の保育料無料化でベビーシッターの議論をしたときも国のほうで定款とかの話はでなかった。

○富田委員

そういうこと。そうなので、気になったのが苦情解決の第三者委員に株式会社ハーモニーと書いてあるけれど、三嶋さんという人、これはどういう関係なのですか。外部の機関を頼んだということですか。28 ページです。

○進藤係長

これは苦情解決第三者委員としてハーモニーと笑ん座というところがあったのでそこをお願いをしたということです。

○委員長

あとはどうですか。

○富田委員

41 ページ、感染症対策マニュアルというところなのですが、子どもが主治医から頂いた薬を持ってきたときに、その与え方。私たちのところでは、与薬表というのを作ることになっていて、主治医が処方した薬に限り 1 回園で飲ませる。投薬っていうと医師法違反になるので与薬っていうのだけど、その与薬表がないと薬が飲めない。自分の薬は飲みたくないけど他人の薬は大好きだからすぐ飲んじゃう。で、小児科のお医者さんに言わせると間違っても他人の薬を飲んでも害になることはありません、っていうのだけど、保護者の中には、どうしてくれるんだうちの子がおかしくなったら、という苦情が出ることもあるのでその辺の指導をちゃんとしておいて欲しいです。

○松本課長

はい。

○富田委員

82 ページです。運営をするにあたって基本的な財源というのは確保されているのですか。通常は 1 ヶ月か 2 ヶ月分の運営のための資金がないと補助金が入ってくるのに時間がかかるので、お金がないと人件費の支払いとか食材の発注先の支払いに困る。

○進藤係長

その財源の確認はさせていただいてまして、育ちあいの家として預金残高が 300 万ある

というところで当面の活動資金としては、初期投資分と保育士給与分等の支払いについてはそれでまかなっていくということになっております。

○富田委員

300 万円あれば大丈夫だと思うけど、この代表者が足りないときに一時的に立て替えをする能力があるかどうか。

○進藤係長

現在は育ちあいの家として活動していく残高の確認までさせていただいていないので、代表の方にはそのことについてまたお話しします。

○富田委員

それから 86 ページの職員名簿のところですが、非常勤の保育士と書いてあるところの保育士の資格はあるのですか。

○松本課長

非常勤の 2 名の保育士は有資格者となっています。保育士証の添付がされていません。

○富田委員

保育士は一人分しかコピーがない。非常勤の人のものがない。

○松本課長

すいません。添付がされていないのですが有資格者です。

○富田委員

連携施設はおなり保育園ということで、証明がついていないけど、証明はなくて大丈夫ですか。おなり保育園で受け取ってくれるのね。

○松本課長

現在調整をしております。おなり保育園の定員構成が寸胴型になっていますので、今後受け入れにあたって定員構成の変更とかが可能ですとか、あとどうしても無理があれば、連携先というのは複数園でも可能であるので、そういった調整をしていく予定です。

○富田委員

課長が民間の園長会に出席なさっていたから、内容を良くご存知だと思うけどおなり保育園の園長は、連携保育園の話がでたときに彼は何も言っていなかったから。

○松本課長

内々にはですね、園長にお話はしてあります。昨日の段階では特に反応されなかったと思うのですが、お話はさせて頂いています。

○富田委員

過去に連携先とうまくいかないといった話を聞いたことがあるが、今回は大丈夫か。

○松本課長

連携先はですね、開所までしっかりと調整していきたいと考えてます。

○富田委員

以上が付箋の付けてあるところは終わりですから。

○松原委員長

他の方、いかがですか。

○小泉委員

質問というか、確認ですが、名称が育ちあいの家という名称で、家庭的保育という子どもを預かるというよりは保護者と子どもの子育て支援というような認識なのかなと、それで保育計画というか保育の過程などについてまとめられているのかなという感じはしました。それで、本来ならば連携保育所などもきちんと繋がっていて、保育の内容などの共有ですとか、新しい指針に準じたようなものにちょっと触れていて欲しいなというようなところがあるのですが、お母さんがここで非常に子どもを中心に保護者、保育者、地域の方というような、ある意味新しい子育て感というか家庭的保育感というのをちょっと感じたのかなと思って、そういう目でちょっと見させていただいたのですが、子どもを預かる施設だから土曜保育というよりも、保護者も一緒に巻き込んで。

○松本課長

そうですね。西野氏なんですけれども、子ども関連、障害児ですとか、そのほかにもファミリーサポートとかもやられてまして、子育て支援に力を今まで注がれた方なのでこういった内容になっているのかなという。

○小泉委員

なんか、臨床心理とかなにか資格のところに書いてありましたよね。カウンセラーとか。

○富田委員

先生、月齢の低い子を体力的に月曜日から土曜日まで保育したら持たない。だから土曜日やらないっていう考え方を持っている園長さんがいるけど、それならまだわかるんだけど。なぜ土曜日やらないというのかが引っかかる。

○松本課長

土曜日の保育につきましては事業者にもたお話をしておきます。

○松原委員長

他はいかがですか。

○森田委員

西野先生をひまわり教室の方でよく存じ上げているのですが、先ほどちょっとお話ししたところで、2階で相談事業をされるということをおっしゃっていたのですが、このどこにも書いていないのですね。保育時間内にもし相談事業を行う場合、そういうことがあっていいのか、ひまわり教室はどちらかというと発達障害の方の保護者、またはお子さんを今まで対象にされていたのですが、お子さんが保育をしている最中に上がって来ることがあるのか、お母様が上がってくることがあるのかということがちょっと不安に思ったのですが。また、時間外だったらいいのかということも含めて伺いたいのですけど。

○進藤係長

西野さんについては、先ほど課長からも説明があったように平成14年ごろから発達支援のひまわり教室を設置して活動をあの場所で行っていたという経過がございますが、今回家庭的保育事業を開始するにあたって、基本的にはそちらの事業はもうかなり縮小していて、現在では動きしていないというように聞いていますので、この事業をしっかりと10月1日から展開していくにあたっては基本的には、ひまわり教室のほうは閉めていくという形で考えていきたいというふうには受けていますので、それ以降、そういう形の相談が個人的に入ることもあるのかもしれないですけども、その辺のあり方については、ご指摘あったようにその場所で家庭的保育事業の活動をしていくときに、その場所でまた別の事業を行うのは良くないと認識しています。

○森田委員

先ほど見せて頂いたときに、上がもう既にそういう風になっていたところは前使っていたということですか。

○進藤係長

そうですね。

○森田委員

お話の中で5人までがちょうどだなんていうことで、やっていこうと思います。という言葉があったのですが。

○進藤係長

家庭的保育事業以外で。

○森田委員

はい。そこに入っているのかなというところが、階段があるからいいとかそういうのはわからないのですが、そういう話は全くなしでこのお話だけで今の時点ではいらっしゃるということですね

○進藤係長

はい、そうですね。

○小泉委員

今の質問の意味がわからないのですが。相談事業を別で同時にやるということですか。

○森田委員

そうですね。それをされる予定でいらっしゃるようだったので、あちらで今お話をしてきたときに。

○小泉委員

なるほど。保育に通う保護者のあれではなくて、別途ということですか。

○森田委員

そうですね。

○松本課長

先ほど進藤がお話ししたとおり縮小、廃止していくというふうに聞いておりますので、もう一回確認してみます。基本的には家庭的保育事業を展開するにあたっては他の事業はやらないということで。

○富田委員

2階で相談事業をやるというのはかなり深刻な話の相談じゃないですか。例えばね、夜泣きして先生どうしたらいいですか、とかおっぱいもですけどという話は保育中に一緒にあそこでできちゃうと思わない。上まで上がって行って子どもを放して先生と一対一で相談をするというようなことは、年齢的にいって障害があるかどうかまだはっきりと確認できない年齢だからあまりないんじゃないかと思うんだけど。

○森田委員

もちろんこの保育の方たちの保護者のご相談も受け付けられると思うのだけでも、もう既にいろんな発達支援をされている方なので、パイプが出来ちゃってると思うのですね。その方たちを切ってしまうということをされるのかなと。

○富田委員

地域の人たちがちょいちょい相談に来ると思うんだけどね。それをあのひとつしかない入口からその人たちが上がっていいのかな。川崎のほうの乳児専門の保育園なんかは白衣を着ないと玄関から入れてくれない、そのくらい神経質にやっているところもあるから地域の人たちと今までのつながりで、それが保育中に2階へ同じ玄関から上がっていくというのは心配もある。

○松本課長

いずれにしても、もう一度確認してみます。

○富田委員

今のその感染症のことでね、75 ページに感染症でいろんな名前が書いてありますが、もう移らないから登園してもいいよっていうのに保護者が記載してたけど、これあの主治医が記載しないと駄目だよ。それでね、診断書を書くと 5,000 円取られる。でもね、母子手帳持って行って母子手帳にもう登園してよいと書いてもらえばただですむ。そういう指導もしてあげてください。

○松本課長

はい。

○松原委員長

そうするとですね、他によろしければと思うのが、相当懸念が出て行ったことがあって、あとお話出たように資料の差し替えも今、お願いをしているということもあり、連携保育園も調整中ということもあり、10月1日に間に合うのかな、という不安があるのです

がその見込みはどうなっていますか。

○松本課長

10月1日開所に向けて取り組んでおりますので、10月1日までにすべて回しますの
で、今は10月1日開所に向けてがんばっていきたいです。

○富田委員

今委員長が言ったのはね、去年現場を見ていた腰越のところでね、連携保育園がないじ
ゃないかという質問に対して、1年猶予があつてその間に結果的には見つからなかったじ
ゃない。そのことが委員長は大変心配なのよ。わたしも委員長が言わないなら言おうかと
思ってた。

○松本課長

連携保育先に関しましてはご懸念をいただいていると思いますので、そちらの調整につい
ても至急やっていきたいと思いますので、今おなり保育園の方にお話しはさせていただ
いています。今はちょっとまだ決定ではありませんので決定次第すぐにご報告させていた
きます。

○松原委員長

という進捗状況で一応ここではいくつかの条件とか懸念の記録をしていただいて、一応
はそのことが解決されるという前提のもとにお認めするということによろしいでしょ
うか。

<一同賛同>

○松本課長

はい。ありがとうございます。

○松原委員長

そうさせていただきます。

では次第でその他が準備されておりますので、事務局からご説明よろしくお願
い致します。

○正木補佐

こども支援課の正木です。よろしくお願い致します。今回その他ということで、こども
支援課から一件、冒険遊び場事業についてご報告をさせて頂きたいと思います。資料4に
なります。資料4のタイトルは冒険遊び場事業を行いますというものと冒険遊び場位置図

になります。位置図のほうですが、冒険遊び場の常設化の場所ですが鎌倉市梶原4丁目4番2号。本年3月末に閉館いたしました旧梶原子ども会館と東側に隣接する山の斜面地で周辺の自然環境が非常に豊かでありまして、冒険遊び場の実施に適していることから、ここで新たに冒険遊び場事業を実施します。子ども会館とは異なる事業となります。

運営につきましては平成16年度から、これまで市と協働で市内各所で冒険遊び場事業を行ってきました市民団体を母体とします、NPO法人と市との協働事業で行います。資料の「冒険遊び場事業を行います」という方をご覧ください。現在事業立ち上げの準備を行っているところでございますが、開設後は今のところ予定としましては、火・水・金・土の10時から17時の予定をしております、常設化は固定いたしますがおおむね月1回程度は出張型で各地で冒険遊び場を開催していくというふうに予定をしております。

どのような事業を実施されるのかというと、大きく分けると2つございます。

冒険遊び場事業ですけど、こちらにつきましては子どもたちの成長に不可欠な、豊かな感性・創造性を育み、健康な心と体で生活するために、また、子どもたちの個性を磨き、社会性や自立性を育むために、緑あふれる鎌倉の特性を生かした、子どもたちの遊び場ということで、自分たちで遊びをつくって構築するという考え方のもとで自由な遊び場を提供していく事業となります。内容につきましては木工作体験だったり、昔遊び、ダンボール遊び、ロープ遊び、火おこし体験、室内では裁縫体験、おやつ作り体験など、また施設内には図書コーナーもありますので、読書もできます。

もう1つとしまして子育て支援といたしまして、子育て支援団体等の利用、子育て支援団体や子育てに関する情報提供やイベント等を実施して、地域交流のイベントなども考えています。利用対象者につきましては、乳幼児、未就学児につきましては付き添いの保護者と一緒ということで、小学生、中学生が対象者となります。報告につきましては以上になります。現在開設に向けまして準備を進めておりますが、現在まだ開所日が決定をしておりません。開所日が決まり次第周知をしていきたいと考えております。こども支援課からは以上でございます。

○松原委員長

ご質問はいかがでしょうか。

○富田委員

この冒険遊び場と青空自主保育との関連はどんなの。

○正木補佐

冒険遊び場事業というのはご説明させていただいたのですが、平成16年度から市と協働で市内各所の広町緑地ですとか、野村総研跡地などを転々として一日冒険遊び場という言い方をしているのですけれど、そのような事業を開始していた。その一緒にやってきた

子育て支援の市民団体が鎌倉子育て支援グループ懇談会というものがございまして、そちらと十数年やってきたのですが、青空自主保育というのはまたそれぞれの団体さんとして市内各所で園舎を持たないという、そういった自主的な保育活動をしている団体なのですが、子育てグループの団体を一員としている。

○富田委員

説明していることは全部分かっているのですが、その関連はないの。

○正木補佐

関連というのは冒険遊び場との関連ですか。

○富田委員

冒険遊び場っていうのは事業の主体性はどこですか。

○正木補佐

主体は市です

○富田委員

行政ですか。

○正木補佐

はい。

○富田委員

これももともとは、個人がやっていたものなの。初めは公立の保育士が青空自主保育を始めた。そのうちそれが分かれて冒険遊び場という事業を始めますとなった。進藤さんは良く知っていると思うのだけど、児童福祉審議会にも一時期、委員でいた女性で、児童福祉審議会の中でも拠点がなくていいのか、そんな話が沢山でた。地主さんからは勝手に人の山に入って、土手から滑ったりして土手が崩れたらどうするんだ。とか、せっかく植林したところが灰だらけになった、とか、だけども一言もリーダーの挨拶がないと、かなり評判が悪かった。でそれがいつの間にか個人がやっていたのを行政が主体性を持つようになって、この建物を使ってもらうのは結構だと思うのだけれど、そういうのをはじめた団体で雨ふったらどうするのとか言ったの。雨降ったらやらない、どこか近所の家を借りるとか、お寺借りるとか、そういう話が出て、そういう具体的な対応をしないでそういうことをして、青空自主保育も他人の田んぼとか歩くとか畑を荒らすとか、って言われて今ちょっと下火になっている。冒険遊び場に吸収されちゃったのかちょっとわからないけど。そ

の辺のところで、いつごろから行政が主体性を持つようになったのか。援助するのはいいと思うが。主体性は行政になってるの。

○正木補佐

青空自主保育の実施の主体ということではなくて、冒険遊び場事業の主体ということで今回常設化していくのですが、青空自主実施保育を直接支援とかではなくて、例えば梶原周辺で活動している青空自主保育が、雨が降ってきてしまって会議場所がなくなってしまったとかそういったときに会館を使ってもいいですよとか、当然なにか打ち合わせをしたとか、そういったときに必要に応じてご利用していただくことも考えていますし、ただ使っていただく為には必ず他の利用者さんもいらっしゃるわけですから配慮して、利用団体の一つとして活用していただくということで考えていまして、確かにその運営母体の中に青空自主保育団体のメンバーも入ってはいるのですが、青空自主保育団体に直接の支援をするということではなくて冒険遊び場を常設化していく上で、そこに青空自主保育なり他の子育て支援団体なりもご利用してくださいというそういう考え方。

○松原委員長

冒険遊び場は市と協働事業になったのは平成何年。

○正木補佐

16年です。

○松原委員長

16年。15年くらい実績がある。

○富田委員長

アイカワさんだね。始めたの。

○進藤係長

そうですね。

○富田委員

なんでしつこく聞いているかというと、行政が主体性を持っているとしたら、一箇所固定しないで子どもたちがあちこち歩くんだと思うからその時に地主さんに、山の持ち主にちゃんと行政が連絡を取ってやらないと、もう既に偉そうなこと言ってやってるけど俺たちの土地、一言の挨拶もなしに荒らしてるじゃないかという地主さんからの苦情がある。だから社会貢献だからそんな固いこと言うなよっていうのだけど、そういう意味で主体性

が行政にあるなら行政が一言、遊ばしてやってくれと言わないと。

○松原委員長

子ども会館の隣接の傾斜地っていうのは市有地。

○正木補佐

はい。市有地です。ご存知かもしれないんですけど青空自主保育の団体が市内各所で活動していると思うのですが、正直見ている部分ではないのですが、あくまで冒険遊び場の梶原の場所でやるに当たっては、遊ぶ場所は冒険遊び場として活動できる場所というのはあくまでその建物と隣接する山の斜面地のところだけでの遊びになってしまうのですね、そこに利用者さんの1団体として冒険遊び場のスペースだけで活動していくというのが冒険遊び場の使い方であって、青空自主保育団体の方たちが他のところで外遊び中心になってくると思うので、どこに行っているかというところまではわからないのですが、青空自主保育団体の主体ということではなくて、冒険遊び場の主体として市がいるので、個々の団体としてというのは私たちもわかっていないのですが。あくまで青空自主保育団体が梶原の子ども会館を使うにあたっては、間違いなく市の土地だけで他のところに出してはいけないという括りの中で使っていただく。

○松原委員長

だから常設化の火・水・金・土はそれで逆にコントロールが効くようになった。

○正木補佐

ただ冒険遊び場の梶原の場所を活用するときは当然コントロールされます。

○松原委員長

逆にその月一回出張型の冒険遊び場事業をやるときには、今、富田委員がおっしゃったような懸念が他のところから出ているという理解でよろしいでしょうか。

○正木補佐

冒険遊び場事業にやるときは、当然今までやってきた中央公園だったり、広町だったりとかはちゃんと許可をとってその範囲内でやっています。仮に出張型の冒険遊び場をやったときに青空自主保育団体が来たとしても、ここから外は冒険遊び場事業では出ちゃ駄目というように実施します。

○松原委員長

ということは、クレームの可能性があるのはそのコントロールの下にない青空自主保育

のほうにあるのかもしれないですね。

○富田委員

青空自主保育、どこに苦情の申し込みをすればいいかわからない。だから梶原が拠点になるなら結構なことなんだよ。苦情解決をやる担当者を置く必要が出てくると思うのだけど、ここの冒険遊び場の親分っていうのは役所が委嘱するの。

○正木補佐

しないです。あくまで市民団体との協働なので、鎌倉子育て支援グループ懇談会の中でプロジェクトチームのような形で、梶原を運営するに当たって、NPO法人を立ち上げた。

○富田委員

わかりました。それでこのチラシの中で気になっているのが真ん中らへんの4行。冒険遊び場事業っていう4行の作文は行政がしたの。これ違うでしょう。この冒険遊び場をやっているひとの書いた文章をここに載せただけでしょ。

○正木補佐

これは、協働相手が作った文章と、市の方でつくったもの合体したような文章です。ただ、もともとの最初の言葉の社会性とか自主性というのは確かにこの団体の中の言葉です。

○富田委員

行政の作った文章としてなじまないんだよ。これを団体の人と作ったのだったらこの気持ちでやっていることはわかるからこれでいいんだけど、行政がこども支援課が書いてなにかあったらここに連絡するようになると、ここの4行の文章がどうも私たち行政の文章に比べるとちょっとなじまない。

○小泉委員

わかります。結局冒険遊び場というのはひとつの遊び方の哲学なので、市がこういう文章でこういう遊びを推奨するというのも、言ってみれば哲学的に言っているようなものなんですよね。こうやって遊ばなければいけないだっていう風に市が言っているということになりかねないので、苦情あるいはもっとのびのびとっていう理念はわかるのですが、一方で火おこしなんて今時出来ないとかっていうように思った保護者がいた場合に市はどうやって、いや火おこしは必要ですっていつていくことになるのかという話になりかねないので、冒険遊び場っていう事業に対して私もちょっと不思議に思います。これイギリス

かどこかから発祥した、羽根木のプレイパークそういった独特の遊び場に関する哲学を持った団体が進めている言葉だと思うのですよ。だからこれを使われるってことは相当これに触れている人なんだな、と思う。それを市が事業としてこれを受け入れられているということは、悪いってことでなくてすごい入れ込んでいるんだなっていう感じはします。正直。もっと自由でいいのかなって子どもの遊びを捕らえる言葉として、市としてはもっと自由な、所謂政府が扱っているような言葉に近いものであればあれなんですけど、かなり偏っている。悪いってことじゃなくて。信念として書かれている感じですね。自ら遊びを構築するという考えのもとで、教育機関とか保育機関がここまで使い込めない部分がある中で。

○富田委員

それでは一般の幼稚園や保育園は何もしないで子どもを転がしとくのかよ、っていう。

○小泉委員

なりかねない。ちょっと私もぶれすぎかなって思います。

○山田委員

ここに書いてある子育て支援ということで子育て支援団体等の利用とかいてあるけど幼稚園や保育園は使えないの。

○正木補佐

遊びに来ていただくとかそういったことはできます。

○山田委員

これは市が行う事業なんだからその幅を広げなくてはいけないのでは。子育て支援団体等の利用だけではまずいのでは。市が行う事業なんだからもっと枠を広げないと。

○正木補佐

この団体が駄目とかそういった縛りっていうのはなくて、例えば幼稚園さんのお散歩のついでに寄っていただくとかかまわないですし、ただ、それは他の団体さんと一緒に他の利用者さんに配慮していただくという形で使っていただいてもかまわないです。

○松原委員長

それを等の中で読み込むのは大変なことだよ。

○小泉委員

あと多分ね、冒険遊び場にプレイリーダーという専門的な遊びの指導者が居なければいけないはずなんですよ。ていうような認識で私たちは冒険遊び場を捉えているのですよ。専門家でないのでもっとはっきりといえないのですけど。その中でお母さんたちがこれをするって言う事業として捉えた場合お母さんたちの発言とかが例えば保育所には保育士という専門家がいる。冒険遊び場にはプレイリーダーという専門家が居るという認識です。私、間違っていますか。間違っていたら言ってください。

○正木補佐

プレイリーダーという人は1人います。

○小泉委員

そうなんです。1人。

○富田委員

リーダーは正式な免許じゃないんですよ。

○小泉委員

免許じゃないですけど、協会の中でちゃんと専門的なトレーニングを受けた人が冒険遊び場の理念をみんなに伝えていくという役割ですよ。

○山田委員

利用対象者の中に幼稚園、保育園が入っていないからね。使えないんだと思っちゃうよね。

○正木補佐

まだここで開設きまっているのですけれども開設する上で周知する中でですね、基本的には駄目だという人はいないのですけど、そういうところ考えながら周知していきます。

○小泉委員

梶原の旧会館でそれを行うと。

○松原委員長

その冒険遊び場じゃなくて、子育て支援としても使えますよっていうのが、表題が冒険遊び場事業を行いますになっちゃっているの。

○正木補佐

もともとは冒険遊び場を常設化していこうというのが、平成 16 年度からの冒険遊び場の目標とする姿にあって。

○松原委員長

これとは別に旧梶原子ども会館の利用方法というものが周知されてくればそこで色んな親子や子どもが来ていいのですよというものが 1 つ出来ていけばね。きちっと区分できるんだけど。なかなか子育て支援というところで読み込むことが難しいよね。

○山田委員

これを見ると青空自主保育をしている人たちだけ応援しているようなイメージに捉えられる。ちょっとおかしいと思う。

○松原委員長

青空自主保育とは違うというご説明があったのですが。

○小泉委員

だから幼稚園とか保育園とは違うものとして遊び場と捉える捉え方になってしまう。

○富田委員

幼稚園や保育園は冒険遊びをさせてないって。

○小泉委員

いうふうになってしまう。

○富田委員

これ、主体性が行政だと事故が起きた責任は市長だよね。

○正木補佐

はい。

○富田委員

おかしいじゃんかよ。幼稚園や保育園は事故があったら理事長の責任だよね。でもここはなんで市長が責任者になるの。

○正木補佐

あくまでも、市の施設内での活動なので。

○富田委員

だったら今山田さんが言ったように梶原の子ども会館の再利用の方法としては冒険遊び場事業も中に含まれますよっていう話ならいいのだけど。これだと占有できます。これは私たちが勝ち取ったものだと言われちゃうよ。他の団体は使えないじゃない。

○山田委員

そうですね。

○松原委員長

この資料4というのはもう配り始めてしまったものなのですか。

○正木補佐

小学校の校長先生にお話したことがあってその時に使っていますね。

○松原委員長

じゃあ市民向きには少し工夫できるよというところですね。

○正木補佐

そうですね。

○松原委員長

今のご意見だと他にも旧子ども会館を利用できますよ、というコンセプトのもとに作る周知の方向があるのじゃないですか、ということだと思いののですが。

○正木補佐

周知にあたってもう少し範囲を。

○松原委員長

全体として子ども子育て、子育て支援の応援をしますと。色んな団体使ってくださいと。その中で今まで拠点のなかった冒険遊び場事業に関してはここを拠点にして活動をこれからしていきますと。それが協働事業ですと。というようなコンセプトですかね。

おっしゃるように占有しているとイメージができてしまうのはちょっともったいないかもしれないですね。

○富田委員

そうですね。せつかくのことがもったいない。他の施設締め出されちゃう。

○森田委員

ちょっと伺いたいのですが。他の子ども会館でアフタースクールなどが色々出来てしまっていて乳幼児さんとかお弁当が食べれないっていうようなことがあったりするのですが、乳幼児さんのスペース。ばーって遊んでいる子達と別にはいはいするようなスペースとか、そういう団体さん以外の1人1人個人で使っている方々のスペースというのはあるのですか。

○正木補佐

まだ建物の中身の詳細な、運営の仕方ですとか、協定の事業計画などの中身を協働事業者と調整している最中なので具体的な内容の仕切りとか、まだそういった部分には及んでいないのですが、当然乳幼児さんもいらっしゃるの、運営の中で工夫していかなければならないと思っております。

○富田委員

今までの子ども会館は昼間は子どもたち、幼稚園、保育園、学校に行っているからそれで昼間は赤ちゃん連れのお母さんがそこで色んなことができた。でも10時から17時まで受けちゃうと子ども抱えたお母さんたちが利用できなくなっちゃうんじゃないかな。それがちょっと心配です。

○正木補佐

中学生とかと利用の時間がかぶってしまうというのは、運営の中で何時から何時までしか利用できませんというような区切りはなく、基本的には誰でも来ていい施設になろうかと思しますので、その辺は今後運営のなかで考えていきたい。

○富田委員

ずっと子どもの家と子ども会館が閉鎖されていたんだけど。それが今子ども会館を廃止するという傾向になってきているので、だからこここのところしっかりしておかないと、今まで午前中使えていた子育て中の若いお母さん方が使えなくなっちゃう。特にね、育休取っている人たちというのは保育園に行かないで午前中子どもとしっかりスキンシップしたいというお母さんいっぱいいます。そういう人が使っているからね、だからあちこちで子ども会館の存続の陳情や請願が沢山でている状態ですから。だからこの辺の使い方について考える必要があるんじゃないか。

○松原委員長

うちの近くにも西鎌倉子ども会館って。個人的にはもったいないかなと思うんですけど。

○富田委員

壊してしまうよりはそこを活用することには賛成なんだけど、使い方についてもうちょっと詰めたほうがいいのではないかと。

○松原委員長

その他事項で審議事項ではないのですが、色々ご意見出ましたので少し参考にさせていただいて、事業そのものに反対というわけではないので。やっぱりその旧子ども会館の使い方、全体の利用に対する周知の仕方、というところで意見が沢山でましたけれど少しその辺を念頭において今後の周知とか活用に図っていただければと思います。

それでは、ほかにご意見がなければ今日の審議会は閉じるということになりますが、事務局のほうはよろしいですか。

○正木補佐

以上を持ちまして、本日はお忙しいところありがとうございます。最後にこどもみらい部長から一言よろしくお願いします。

○平井部長

こどもみらい部長の平井です。本日はありがとうございました。今日ですね、施設見学をさせていただきましてご審議いただきました。様々なご指摘を伺いまして頂戴した貴重なご意見については保育事業者のほうにしっかりと伝えまして開所までにしっかりと調整を図っていきたいと思っております。この8月の末で2年間の任期が終了ということでございます。委員の皆様には置かれましては2年間に渡りまして児童福祉審議会、お受けいただきありがとうございました。今後ともどうぞよろしくおねがいします。それではこれを持ちまして令和元年第1回鎌倉市児童福祉審議会閉会したいと思います。ありがとうございました。